

三条民商

三条民主商工会
 三条市興野 2-16-29
 TEL 32-2710
 FAX 32-2718
 2020年5月11日
 2417回

コロナ禍

制度を利用して みんなで乗り切ろう!!

- 新潟県 ◆ 県の協力要請に応じた対象施設で、緊急事態措置の期間中の休業等に協力した事業者に対して協力金 10 万円が支給されます。申請は 5 月。詳細は相談窓口にお問い合わせください。TEL：025-280-5222（土日・祝日とも 9:00～19:00）
- 三条市 ◆ 国の持続化給付金を受ける（受けようとしている）事業者に対する三条市独自の助成などがあります。①つなぎ融資 ②雇用調整助成金の上乗せ補助 ③家賃補助 ④固定資産税相当額の補助 ⑤上下水道料金相当額の補助
5 月末までは厚生福祉会館（9:00～17:00）に申請窓口を設けています。
問い合わせ先⇒ 三条市役所 商工課 TEL：0256-34-5610
- 加茂市 ◆ 国の持続化給付金を受ける（受けようとしている）事業者に対して、加茂市から補助があります。①家賃補助 ②自己所有店舗事業者上下水道料金補助
問い合わせ先⇒ 加茂市役所 商工観光課 TEL：0256-52-0080

2回目の融資相談会を

実施しました

4月24日に融資相談会を行いました。1回目に続き、今回も坂井良永さんを講師に、会員が質問をする形式で行われました。

前回から2週間とたたない間に制度や支援内容がいろいろ変わり今ならば、持続化給付金を受ける準備をしたほうがいいとのこと。持続化給付金を受ける前提での助成など、自治体で発表されています。ぜひご検討ください。



持続化給付金 いよいよ申請へ

新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上が50%以上減少した事業者を対象に、最大で、個人事業者100万円、法人200万円の給付が行われます。
 下記の給付額の計算式に合わせて、対象となるか帳簿を見返してみてください。

前年の総売上ー（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

- 例1. 事業主Aさんの場合 前年 250 万円の収入で、前年 3 月売上 27 万円だったところ、今年 3 月は 13 万円で半分以下だった
 $2,500,000 - (130,000 \times 12 \text{ヶ月}) = 2,500,000 - 1,560,000 = 940,000 \rightarrow \text{支給額} 94 \text{万円}$
- 例2. 事業主Bさんの場合 前年 800 万円の収入で、前年 4 月売上 70 万円だったところ、今年 4 月は 35 万円で半分以下だった
 $8,000,000 - (350,000 \times 12 \text{ヶ月}) = 8,000,000 - 4,200,000 = 3,800,000 \rightarrow \text{支給額} 100 \text{万円}$

統一行動で会員訪問

4月26日(日)、6名にて会員15件を訪問。持続化給付金のチラシを持ってまわったところ、「知らなかった」「融資だと思っていた」などの声がかれました。ぜひこちらのニュースも参考にしてください。

コロナ対策の学習相談会を

開催します

とき…5月13日(水)午後7時
 ところ…民商事務所
 コロナ対策の学習相談会を、日ごと変わる行政の支援策について一緒に調べて選んでいきましょう。

商工新聞のお知らせ
 今号が5月11日号です。次回は、5月18日号を5月13日(水)以降に配達します。



事務所の休み
 5月3日(日)から6日(水)までお休みです。緊急の場合など何かありましたら、会長、または役員にご連絡ください。

坂井鉄雄 会長
 ☎090-3241-4238